

## 平瀬直樹

### はじめに

明治元年の神仏分離令以前、防府天満宮の景観上の特色は、天神を祀る本殿の前面の参道沿いに、社坊が複数集りこれがそのまま社僧による管理運営の拠点になっていたことである。他の神社のように、神宮寺が付設され佛教的領域が限定されているのも異り、また、外部から別当寺の管理を受けていたのも異なる。

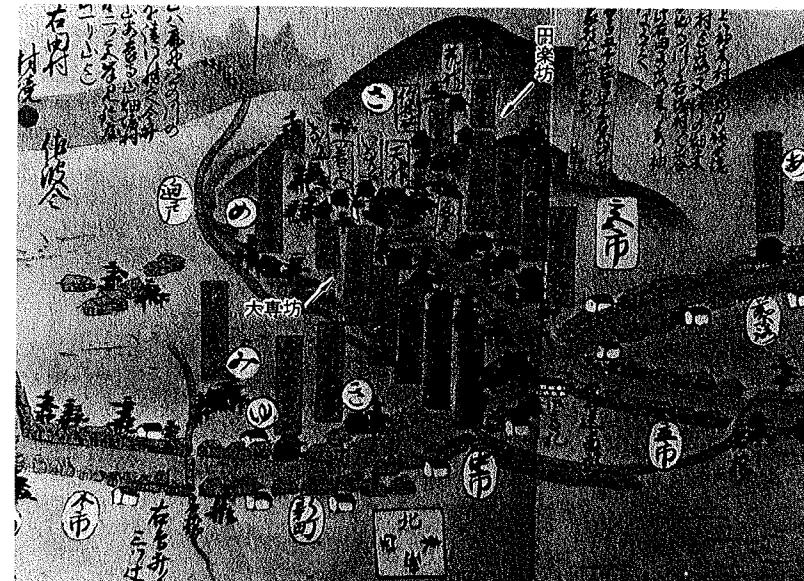
前近代においては、神社も当然顕密佛教の影響下にあつたわけだが、そのことをもつて僧の優位を自明のこととするわけにはゆかず、社坊や社僧の果たした役割を明らかにする必要があると考えられる。今回は、社坊が独特の発達を遂げた防府天満宮を例に、社僧はいかなる役割を果たし、社坊はどのような発達を遂げたかについて考察したい。

## 一、近世の姿

先ずは、中世との比較のため、近世の景観と組織について簡単にまとめておきたい。

天満宮を描いた最も古い絵図は、江戸中期寛保二年（一七四二）完成の『御国廻行程記』<sup>②</sup>である。そこで、『御国廻行程記』から該当場面を図Aに掲げる。図Aを見ると、「天神山」を背にして「天神」と書かれた建物がひときわ大きく描かれ（以下これを「本殿」と呼ぶこととする）、そこから鳥居へと続く参道は山陽道と直交し、門前町である宮市町は山陽道に沿つて、今市・新町・中市・立市・前小路に及ぶ町並みを形成している。本殿の背後には、若宮以下摂社とともに、觀音堂や經藏といった仏教的な建物も配置され、参道沿いには大專坊以下の社坊が立ち並んでいる。このような景観は、基本的には明治元年まで変らない。

では、このような景観の中にあつた近世の管理運営組織はどのようにであったのか。



図A 「御国廻行程記」より

慶長四年（一五九九）、毛利氏の検地奉行は「周防国佐波郡松崎天満宮社領惣目録」（以下「社領惣目録」と略称する）をもつて社領を確定した。この中に社坊および社家ごとに所領があげられている。社坊は、大專坊・円樂坊・乗林坊・密藏坊・東林坊・千藏坊・等覺坊・會所坊・西林坊の九ヵ坊<sup>⑤</sup>である。「社領惣目録」の充所には、大專坊・乗林坊・円樂坊・武光左近大夫・都治部太輔・鈴木式部太輔の名があげられており、このことから判断して、毛利氏側から天満宮を代表する者として見られていたのが、この六名と考えられる。

その筆頭者の大專坊が天満宮全体を統括する「別當」である。そして、「防長風土注進案」（以下「注進案」と略称する）に、「御年中行事ニ付テハ大專坊掌」之、「御宮造営等之事ハ円樂坊掌」之<sup>⑥</sup>とあるように、大專坊が宗教活動の、円樂坊が実務の中心となっていた。しかも「社領惣目録」から、両坊が他よりも抜きん出た所領を認められていたことがわかる。また、九ヵ坊は全て萩滿願寺末寺として真言宗に属し、天満宮全体が一方では満福寺という寺号を持つていた。これらのことから、大宮司以下の社家よりも、別當以下の社僧の方が優位に立つていたことがわかる。

また、社坊や社家ごとに特定の役職が定められており、その主要なものを整理すると、

〈社僧の職〉 別當（宮司ともいう） 大專坊  
下司  
執行（御膳所ともいう） 円樂坊  
乗林坊

以上のように、近世の天満宮は、天神を主神としながらも、景観および組織の面では、寺院と共に通する性格を有していたのである。

**註①** 中世では、「天神宮」と呼ばれる場合も多いが本稿では、「天満宮」という略称に統一する。

**②** 山口県文書館蔵『毛利家文庫』三〇地誌。このほか、同時期の作成とされる『行程記』にも同様の図が描かれているが、完成年次について確証がない。前者の年代比定については、広田暢久『長州藩歴史編纂事業史』其の四（『山口県文書館紀要』第二二号、一九八五）参照。

**③** この年、神仏分離令によつて社坊が廃止されたので。

**④** 『防長風土注進案』一〇巻所収「防府天満宮古文書写」三七。以下では、山口県立山口図書館発行刊本の巻数と文書番号（または頁）を一〇一二三七などという形式で掲げる。

**⑤** 「社領惣目録」には、他に「宮之坊」という坊も見受けられるが、その地位および所領は下級の社家よりも劣り、脇にある小規模な建物である。他の社坊とは異質であるうえ、中世には見えないので触れないことにした。

**⑥** 『注進案』九一二九頁。

**⑦** 『防長寺社由来』（山口県文書館発行の刊本参照。以下では『寺社由来』と略称する）三巻「防府松ヶ崎天満宮由緒」七七頁。

**⑧** 『注進案』九一二三一頁。

**⑨** 鈴木家と都家は中世へ逆のぼる史料が見受けられないの

でここでは省く。

## 二、中世における組織の總体

先述したような近世の姿は、いかなる変遷を経て生じて来たのであろうか、中世の姿を考察してみたい。そこで、先ず、中世における管理運営組織の總体を概観しておきたい。

『防府天満宮大小行司記録<sup>①</sup>』（以下『行司記録』と略称する）は、元徳二年（一二三三〇）から天明二年（一七八二）までの期間について、旧暦一〇月の神幸祭の行事を執行する大行司・小行司などについて、翌年の諸役人を予め定めておく毎年の差定を綴つたものである。諸役人を定める主体は「天神宮政所」であり、これが当時の管理運営組織と考えられ、各年の差定の末尾の連署者がその構成員であると考えられる。そこで、連署者の組み合わせを類型ごとに整理し表Aにまとめた。

表Aの文書番号28応永二年（一二三九五）までの段階では、神主／大宮司／下司／宮司／御膳所の五種の役職が見える。28番（応永二年）と29番（長享元年）の間には九一年の欠落があり、その間の変遷が窺えないが、29番以降では、神主が消え、公文と執行が現れる。先ずはこれらの役職を個々に見てゆこう。

①神主 常に花押をともなわず実体が不明であるうえに伝承もない。

②大宮司 近世では武光家に定まっているが、中世のどの時期まで逆のぼれるかは不明。これもしばらく押花をともなつていなかつたが、19番永和四年（一二七八）にはその存在が確認できるようになる。しかし、29番長享元年に至るいつかの時点では、宮司よりも序列が下になる。

これに対し、5番・8・14番・16番・18番に見えるように、③下司・④宮司・⑤御膳所が組織の実質的中心である。いずれも僧がなり、特に宮司と御膳所が中心となつてゐることは、次のような史料にも明らかである。

**史料A** 『松崎天神縁起<sup>⑥</sup>』奥書

此御絵有ニ拝見志一類者、企レ參ニ詣於當社拝殿一、可レ令レ開レ之、雖レ為ニ權門勢家命一、更不レ可レ出ニ社壇一、若令レ違斗犯此旨一輩者、可レ罷ニ蒙太政威德天之神罰於拝見之仁身一也、仍誓文如レ件  
中世防府天満宮の社坊について

中世防府天満宮の社坊について

六〇

表A

1	一二三〇	元徳二	神主／大宮司／下司代（花押）／宮司（花押）／御膳所（花押）
2	一二四七	貞和二／3	一三四九 貞和五／4 一三五一 觀心一
5	一二五一	觀心三	下司（花押）／宮司（花押）／御膳所（花押）
7	一二五四	正平九	神主／大宮司／下司（花押）／宮司（花押）／御膳所（花押）
8	一二五六	正平一一／10	一三五八 正平一三の毎年
11	一二六一	正平一六／12	下司（花押）／宮司（花押）／御膳所（花押）
13	一二六七	貞治六	下司（花押）／宮司（花押）／御膳所（花押）
14	一二七一	應安五	下司（花押）／宮司（花押）／御膳所（花押）
15	一二七三	應安六	神主／大宮司／下司（花押）／宮司（花押）／御膳所（花押）
16	一二七五	永和元	下司（花押）／宮司（花押）／御膳所（花押）
17	一二七六	永和二	神主／大宮司／下司（花押）／宮司（花押）／御膳所（花押）
18	一二七七	永和三	下司（花押）／宮司（花押）／御膳所（花押）
19	一二七八	永和四／28	一三九五 応永二（下欄*参照）
29	一二八七	長享元	{ 32 一二九〇 延徳二の毎年
33	一二九一	延徳三・2公文（花押）	宮司（花押）／下司（花押）／公文（花押）／大宮司（花押）／御膳所（花押）
34	一二九一	延徳三・10宮司（花押）	宮司（花押）／下司（花押）／公文（花押）／大宮司（花押）／御膳所（花押）
35	一二九一	延徳四	{ 42 一二九九 明応八の毎年
43	一五〇〇	明応九	宮司（花押）／下司（花押）／公文（花押）／大宮司（花押）／執行（花押）
44	一五〇四	永正元	宮司（花押）／下司（花押）／公文／大工（宮）司／執行
45	一五〇七	永正四	宮司（花押）／公文（花押）／大宮司（花押）／下司（花押）／御膳所（花押）
46	一五一八	享禄元	宮司（花押）／下司（花押）／公文（花押）／大宮司（花押）／執行（花押）
47	一五二九	享禄二	{ 49 一五三一 享禄四の毎年
50	一五三一	享禄五／51	宮司（花押）／下司（花押）／大宮司（花押）／公文（花押）／執行（花押）
52	一五三四	天文二／60	一五四一 天文一〇の毎年
61	一五四二	天文一／114	宮司（花押）／下司（花押）／大宮司（花押）／公文（花押）／御膳所（花押）

\*毎年ではなく、19 一二七八 永和四／20 一二八〇 康暦二／21 一二八一

永徳元（二カ）／22 一二八三 永徳三／23 一二八五 至徳二／24 一二八八 嘉慶二／25 一二九一 明徳二／26 一二九三 明徳四／27（後次のため年次不明）／28 一二九五 応永二（前次のため書出し不明）

注①6は後次のため年号および署名者不明。②57・88・99は差定ではない。③永禄二年（77・78）と天正五年（97・98）には一年に二回差定が出されている。④24・80では御膳所に花押がない。

## 中世防府天満宮の社坊について

応長元年辛亥閏六月日

六二一

御膳所大法師 隆真

宮司 大法師 実尊

### 社務法眼和尚位道澄

宮司は次の史料に見るよう、神事についての責任者であり、そのための神供・人料や料畠を管理する立場についた。

史料B 「天神宮政所下文<sup>⑦</sup>

天神宮政所下

老松夏御祭沙汰事

僧実尊

右役者、代々宮師狹<sup>ノ</sup>當之云々、然者專ニ神供一全ニ人折一、可レ被レ管<sup>ノ</sup>領料畠等一之狀如件

永仁三年三月 日

政所（花押）

御膳所は表Aに見るよう、常に連署の末位で日下に署名することから実務担当者と考えられ、35番延徳四年（一四九二）などでは執行とも称していることがわかる。このように、中世の宮司と執行（＝御膳所）のコンビの役割は、近世のそれとよく似ている。ただし、中世では、宮司は別当とは称してはいない。

①公文 近世では大宮司の兼任であるが中世ではそうとは言えない。表Aに現れる以前からすでにその存在が知られ、正元二年（一二六〇）の賀陽為成、文永九年（一二七二）の六郎大夫資成、暦応二年（一二三九）の賀陽孫

三郎兼成、というように代々周防国在庁官人賀陽家に相伝されたと考えられる。そして、文保元年（一二二七）九月六日天神宮公文充て「慶重奉書」<sup>⑫</sup>に、「近年所司以下々沙汰人等、違ニ旧例一、閣ニ預所公文所一、任ニ雅意一、忘ニ公平一、致ニ自由所務一之由其聞候、為ニ事実一者太以不レ可レ然候、且又為ニ重代公文職一、付ニ諸事一、不<sup>ヲ</sup>令ニ相統一給<sup>ヨ</sup>云々」<sup>⑬</sup>と見えるように、「重代」にわたり、社領の所務に携わっていたことがわかる。社領の收取にあたる者が在庁官人であるということは、收取の実効力を期待するうえで必然性があつたと考えられる。次に注目すべきは、暦応二年に、賀陽氏の相伝であるはずの公文職を、賀陽兼成に譲つたのが御膳所隆真であり、しかも、彼が、觀応三年（一二五二）には「重代相伝私領」をも兼成に譲つていることである。

この隆真という僧は賀陽氏の縁者と見なせるのではないだろうか。そうすると、社僧は、收取の実務を任せたり、その縁者を構成員に加えることによつて、国衙とのつながりを持つていたと考えられる。

最後に、京都北野天神社との関係について触れておく。防府天満宮は、京都北野天神社、ひいてはその別当職を有する山門曼殊院門跡領であったと言われている。<sup>⑮</sup> そうすると、史料Aの奥上に署判をすえる「社務法眼和尚位道澄」および史料Bの奥上の「政所」は北野側の人物であろうし、先掲奉書の奉者である慶重も北野側の高僧の執事と考えられる。曼殊院は、寛弘元年（一二〇四）以来北野別当職を握つてるので、防府天満宮がその傘下に加えられたのは鎌倉期を逆のぼるかもしれない。北野社では中世・近世を通じて社僧の勢力が大きく、その傘下に入ることによつて、防府天満宮の組織を構成するうえでの依拠すべきモデルが与えられたと考えられる。

註① 防府史料第十九集（防府市教育委員会発行、一九七二）として活字化されている。

② 同右緒言参照。

③ 27番までは、「天神宮政所下／差定 明年十月五日御会 行事職事」のように政所下文の形式をとる。ただし、29番

長享元年（一四八七）以降は、差定の冒頭が、「差定 天

満宮諸役事」などのように「政所」を称さなくなる。

④ 表A中の文書番号は刊本に付された文書番号である。

⑤ 武光家の存在そのものは、徳治二年（一三〇七）（『注

連案』一〇一二五二）から見え、何等かの社務を果たす家

柄であったのだろう。

⑥ 続日本絵巻物大成一六

⑦ 『注進案』一〇一三

⑧ 『注進案』九一一三三頁に見える。

⑨ 『注進案』一〇一一四九

⑩ 同右二五〇。「成」の通字により同族と考えられる。

⑪ 同右二五一

⑫ 賀陽氏は、重源が国司上人となつた鎌倉初期以来在庁官

人の中に見え、兼成は、永和五年（一三七九）二月九日  
「周防國在庁官人連署勘状」（『注進案』一〇一二六二）

に見える。

⑬ 『注進案』一〇一二五五。ただし、翻刻に誤りがあつた  
ので、防府天満宮蔵原本により訂正した。

⑭ ⑪に同じ

⑮ 『注進案』一〇一二五四

⑯ 近藤芳樹『松崎神社顯聖記』および御園生翁甫『防府天

満宮考錄』参照。前者は防府史料第二六集『防府天満宮縁

起集』（防府市教育委員会発行、一九七七）所収、後者は

防府史料第一五集（同教委発行、一九六九）所収。

⑰ 北野社と曼殊院との関係については、竹内秀雄『天満宮

（日本歴史叢書 吉川弘文館 一九六八）参照。

### 三、中世の社坊と社僧

先ず、境内の景観について。応長元年（一三二一）の『縁起』には、すでに、山の麓に本殿、その前からの参道が鳥居へと続き、本殿裏の山際には摂社が配置される、という図Aに似た構図が窺える。ただし、参道の両側は霞がかかつてぼかされており、建物の屋根だけは見えるが社坊は確認できない。次に、文保元年（一三一七）一〇月二八日「松崎天満宮惣社領注進状案」<sup>①</sup>に見える建物を、近世史料に見える建物と対比してみよう。

△老松社 △若松社 福部社 ○若宮

○觀音堂 三昧堂 東三昧堂 西三昧堂

○△大專坊

もちろん、災害などによる建物の建て替えはある。建久六年（一一九五）ころ国司上人俊乗坊重源によつて「天神

宮御宝殿并拝殿三面廻廊樓門」が造替され、元徳二年（一三三〇）に炎上ののち貞治三年（一三六四）の本殿造替、永和元年（一三七五）の拝殿造替、そして、大永六年（一五六六）の「神殿・樓門・塔婆以下片時回禄」した大火のち享禄三年（一五三〇）に再建されている。

それでも、山を背にし、本殿—参道—鳥居という線を主軸とし、その背後に本地堂である觀音堂や摂社を配置する、「聖域」の基本形式は、鎌倉後期以来、図Aとあまり変つていないものと考えられる。これに対し、社坊についてはどうであろうか。近世に見える九カ坊について、その初見は以下のようになる。

① 大專坊 先述のように鎌倉末期には見える。

② 円樂坊 享禄三年（一五三〇）一〇月一四日「松崎天満宮御遷宮御神馬到来注文」<sup>③</sup>に大專坊とともに連署し、神馬を貢上した陶尾張守以下大内氏家臣の名を書き上げている。このころには、大專坊—円樂坊のコンビが、宮司

一執行のコンビとして、天満宮を代表するようになつていたと考えられる。

(3) 乗林坊 文龜元年(一五〇二)の文書に「乗林坊慶双」と見え、『行司記録』43番明応九年(一五〇〇)の記載から下司であることがわかる。

(4) 密藏坊および千藏坊 大内義長期と考えられる年未詳九月二九日「賢兼・賢種連署書状」に、大專坊・円樂坊充てで、「就ニ千藏坊後住之儀」、密藏坊・乘林坊雖<sup>テ</sup>被<sup>レ</sup>申<sup>シ</sup>結子細<sup>シ</sup>候<sup>ス</sup>、御繁多候条両方可<sup>リ</sup>止<sup>レ</sup>綺候、於ニ後住之儀<sup>ニ</sup>者可<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>上意<sup>ニ</sup>由言上候、尤可<sup>レ</sup>然候<sup>ス</sup>とあり、社坊の相続をめぐり社内に争いのあつたことがわかる。

(5) 東林坊および西林坊 東林坊については、文明一四年(一四八二)以前の一月二九日「陶弘護書状」に見える。西林坊の初見は永禄一二年(一五六九)と下るが、東林坊と対になつて近い時期に創設されたのではないか。

(6) 等覚坊 天文一三年(一五四四)から見える。

(7) 会所坊 永禄四年(一五六一)から見える。

以上、全ての坊が、戦国期にはすでに見えており、大專坊以外の坊も鎌倉末期以前に逆のぼる可能性がある。そして、②・③に見られるように、戦国期には、近世と同じく、宮司<sup>リ</sup>大專坊、下司<sup>リ</sup>乗林坊、執行<sup>リ</sup>円樂坊という特定の役職が定まつていたと考えられる。すでに鎌倉期には社僧勢力が優位に立つていてことから、このこともさうに早い時期に逆のぼるのではないか。

次に、戦国期以前について考察する。僧の私的生活の場として何等かの建物が存在したはずであるが、それが創建当初から参道沿いに位置したとは限らず、また、それが単なる宿舎以上の意味を持つていたかどうかも不明である。

ここで想起すべきことは、外部権力者との関係である。社僧が社内を管理運営してゆくためには、鎌倉期においては国衙在庁の、南北朝以降においては守護大内氏の保護を得ることが必要であり、そのことが、社僧の勢力、ひいては社坊の性格にも変化を与えるものと考えられる。鎌倉期の在庁官人との関係については先述したように公文家に見ることができるが、それ以外に詳しいことは不明である。そこで、以下には大内氏との関係について考察したい。

第一に、社殿の維持について。『注進案』所収の棟札の写を見ると、貞治四年(一三六五)には大内弘世によつて、永和元年(一三七五)にも同人によつて、そして、享禄三年(一五二〇)には大内義隆が本殿以下を再建した。その際、棟札には、多数の大内氏家臣が「結縁衆」として名を連ねている。

第二に、年中行事の維持について。応永九年(一四〇二)には、「神樂料田」が宮司に与えられ、天文二二年(一五五三)の「大内氏奉行人連署奉書」によれば、「定灯夜灯料」が「往古」より佐波郡段錢内をもつて春秋社納されていたという。また、先掲の享禄三年(一五二〇)の「神馬到来注文」には、大内氏家臣が四三人名を連ねている。

第三には、大内氏に対する私的な祈禱について。觀応三年(一三五二)の「大内弘世袖判充行状」には、「息災延命安穩」のため僧印尊へ天神宮祈禱料田が充行されたことが見え、また、応永九年(一四〇二)には、祈禱のため「周防國府中宮市并仁戸田渡残下地」が宮司に対し与えられている。

以上のことから、大内氏は、家臣団をも動員して、天満宮の運営を支えており、一方、天満宮は、大内氏の保護を得るために、祈禱によつて奉仕したと言つてできる。

さらに注目すべきは、大内氏と大專坊との直接の関係である。先ず、年未詳一月二九日「陶弘護書状」に「大專坊事、前住祐算弟子中祐賢、為ニ一老ニ之上者、寺務領掌之段無ニ余儀ニ候」とあるように、その相続が大内氏によつて

て安堵されていることに注目したい。

次に、天満宮ではなく、大專坊に対し、門前町である宮市について、市目代の補任権および津料の得分権が、大内氏から与えられていたことに注目したい。

史料C 「大内氏奉行人連署奉書」<sup>①</sup>

防府宮市同目代事、可レ為ニ当坊計之由、去文明十年十二月十一日相良遠江守正任奉書遂ニ披露訖、仍當目代木工允事、対ニ寺家ニ一条々不義之由言上之上者、被レ改ニ易彼職者也、至ニ自今以後者、可レ被レ任ニ寺命一之由所レ被ニ仰出一也、仍執達如レ件

大永四年六月十日

(吉見正頼)  
備中守(花押)  
(野田興方)

兵部少輔(花押)  
(花押)

松崎大專坊

史料D 「大内氏奉行人連署書状」<sup>②</sup>

宮市津料事、從ニ前々一當坊受用候之處、近年無ニ其実ニ之由言上之通致ニ披露一候、往古以来進止上者、今以可レ為ニ同前一候条、任ニ其例一可レ被ニ申付一之由候、恐々謹言

六月八日

弘頼(花押)  
興方(花押)

大專坊

市目代は市を取り締まる役職と考えられ、その補任権は市を支配するうえで重要である。また、津料は、商品の流通に課する一種の関税である。その権利が大内氏によって保証され、かつ市が賑うならば、右二つの権限は、その収益の大きさから、大專坊を社内において決定的に優位な立場に置いたものと考えられる。なぜなら、図Aに見られるように、宮市とは、山陽道が通り、鎌倉期から周防合物座の長職を持つという兄部家の本拠のある、商業上の要地だからである。

史料C・Dに見る大永四年（一五二四）の段階では、宮市支配も困難になつてはいるが、大專坊やそれに連なる社坊にとつて、宮市を重視するならば、参道沿いに位置することは重要な意味を持つたものと考えられる。

残念ながら、戦国期以前について社坊の立地を示す史料は見当ならないが、南北朝期以降の守護大名大内氏の領国支配の進展による庇護の下で、門前町の経済発展に即して、社坊は参道沿いに定着していくものと考えられる。図Aに見られる景観は、南北朝期から室町期の間に、すでに現れていたのではないだろうか。

なお、毛利氏の防長征服<sup>③</sup>以後について触れておくと、坊舎を元就父子の本陣に提供した大專坊は宮市の特権を失わず、円楽坊もまた毛利氏と親交があり、両坊は、元就父子の時、近世における社内の地位を確立することができたと考えられる。

註① 防府天満宮藏原本参照。これは、天文九年（一五四〇）

に、宮司・下司・執行によつて作成された案文。内容とし

ては、郷ごとに、社殿で執行される行事や役者に充てる料

田が書き上げられている。

② 刊本『縁起』解説八八頁参照。

③ 『注進案』一〇一二九

(4) 『注進案』三二〇～二二一

(5) この年のみは、名も付され、宮司 祐実（花押）／下司

慶双（花押）／大宮司継信（花押）／公文 嵐兼（花押）

／執行 全印（花押）となっている。

(6) 『注進案』一〇一四一三。天文二二年（一五五三）五月

四日「大内氏奉行人連署書状」（同上三二八）にこの二名

の名が見える。

(7) 弘護の死去年。

(8) 『注進案』一〇一四二三

同右一二一七

同右一三三四。

同右一一六六。

同右一二八四。

同右一二八三。

同右一二八五。

## むすび

以上の考察から、社坊が参道沿いに並び、特定の社坊に特定の役職が固定される制度は、戦国期まで逆のぼること

が明らかにでき、また、それ以前については、南北朝期以降の大内氏の庇護と宮市との経済発展の下で、それが定着して行つたであろう、という見通しが得られた。

中世の寺院においては、堂や塔は神聖な場所とされ、僧の私的生活は、いくつかの「坊（房）」の中で営まれた。やがて、その中に有力なものが特定されてゆき、弟子や従者を集め、独自の所領を持つことによって、人間集団かつ財産相続の単位となり、しかも、その私的実力により、寺内の管理運営のための要職を独占するようになつて行つた。それがさらに規模を大きくして「院」と称されたり、貴族的な存在となつて「門跡」となる場合もあつた。

中世の防府天満宮においても、これと同じことが言え、「神仏習合」は、単に思想上のことにとどまらず、神社と寺院の空間構造上および組織上の共通性にも見出すことができる所以である。

大坊跡は一九八七年一〇月二三日付で、記念物（史跡）の県指定を受けた（山口県教育委員会発行『教育広報』三九七、一九八八年、三三頁参照）。現在、その境内地には寛延二年（一七四九）建立の坊舎が保存されている。また、建物こそ壊されてはいるが、円楽坊の敷地も残されている。本稿は、中世における社坊の役割を明らかにすることによって、その遺跡が持つ文化財としての重要性を、さらに強く訴える試みでもあつた。

両坊跡が残されたことによつて、『御国廻行程記』などに見られる近世の景観は立体観を持つようになり、さらに、その空間を感じながら読むことによって、中世の史料はいきいきとしたイメージを与えてくれるようになる。その意味で、両坊跡は、前近代の宗教のあり方を正しく知るうえでの貴重な遺産なのである。

（付記）史料閲覧に際して、防府天満宮のご援助を得たのでお札を申し上げたい。また、依拠すべき史料については、山口女子大学国守進教授にご教示を受けたので、あわせてお札を申し上げたい。

(15) 『注進案』九九一一。

(16) 同右一三三二八。

(17) 同右一三九三。

(18) 同右一六一八。

(19) (8)に同じ。

(20) 同右一一八。

(21) 同右一一七。年代は、同右一一六・一八から大永四年（一五二四）と推定できた。

(22) 防府史料第十八集『防府と兄部家』（一九七一）参照。

(23) 元就父子が大内義長を滅ぼしたのは弘治三年（一五五七）。

(24) 市津料は毛利氏によって安堵された。『注進案』一〇一三五六。

(25) 毛利氏との親交については、御園生翁甫『防府天満宮考』録参照。